

調査意見書

受理番号 107-129		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	7	中左	「Tears in Heaven E.クラプトン 作曲 59」	相互に矛盾している。 (当該楽曲(59ページ)での作曲者名)	3-(1)		
2	73	6	「楽器の音を用いる」及び「音素材を用いる」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「楽器の音」と「音素材」について誤解するおそれがある。)	3-(3)		
3	79		楽譜「箏2」パートの4段1小節の「 斗十九」の上の「3-」	生徒にとって理解し難い表現である。 (一般的な奏法と異なるため理解し難い。)	3-(3)		
4	79	下左	「トレモロ」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (爪についての説明が不足している。)	3-(3)		
5	88	中左	「サムルノリ」の1行「韓国各地の農 楽のリズムを融合した舞台芸能。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「農楽」についての説明が不足している。)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-130		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定	
	ページ	行					
1	27	中	「Point 5 歌も伴奏も自由な動きに変化する。」の左1～2行「旋律の前半がピアノで演奏されて、後半からはまた歌が入るのだが」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「Point 5」の楽譜に照らして分かりにくい。)	3-(3)		
2	27	下左	「Point 6 旋律に初めて臨時記号が現れる。」の1～2行「先生、28小節目に「初めて」を見つけました！旋律に初めて臨時記号が付いています！」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「初めて」の意味が分かりにくい。)	3-(3)		
3	27	下右	「探偵からの挑戦状」の11～12行「一方、「V7→I」は非常に一般的な進行なのだが、この曲ではここと、もう1か所にしか現れない。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「もう1か所」がどこを指しているのかが分かりにくい。)	3-(3)		
4	102	上	「オペラ《連隊の娘》から〈ああ！友よ！何と楽しい日！〉」の2行「スイスのチロル地方で暮らす青年トニオ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「スイスのチロル地方」)	3-(3)		
5	103	中左	「このオペラ・バレが初演された頃の世界は」の7～8行「タイトルにある「インド」とは、ここでは大航海時代に発見された新大陸を指している。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大航海時代に発見された新大陸」)	3-(3)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-131		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	①	上左	「Profile」(全体)	特定の営利企業、商品の宣伝になるおそれがある。 (「文京楽器に入社、弦楽器ブランド「ピグマリウス」の製作に携わる。)」	2-(7)	
2	21	中左	「朗詠「嘉辰」」の2行「歎」の右上の「付所」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「付所」についての説明が不足している。)	3-(3)	
3	43	下	「和声的短音階」の2～3行「導音と主音を短2度の関係にした音階」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (導音と主音との関係について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
4	56		楽譜の1行2小節の小さい「七」及び7行4小節の「少徐」	生徒にとって理解し難い表現である。 (奏法についての説明が不足している。)	3-(3)	
5	76	中	「ヒント」の1行「①の文のニュアンスに合う音階や旋法を選ぼう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「旋法」についての説明が不足している。)	3-(3)	
6	80	中	「2 ウッドブロックに合わせて、Aのリズム・パターン(トライアングル、クラベス、タンブリン)を演奏しよう。」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (奏法についての説明が不足している。)	3-(3)	
7	84	1	「国風歌舞と舞楽、舞楽と管絃(雅楽)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (雅楽について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
8	84	下	「管絃「抜頭」」の1～2行「抜頭は早只拍子という2拍+4拍の複合拍子の曲です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「複合拍子」について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
9	86	上	「能「俊寛」」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「俊寛」の囃子について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
10	86	下	「自然の音や生活・社会の中の音と伝統芸能 鐘の音と雪の音」の1～2行「言葉による擬音や音具・楽器などを使って」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「音具」についての説明が不足している。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-131		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
11	87	下	「四季の眺め」の6～7行「長い手事が挿入されています。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「手事」についての説明が不足している。)	3-(3)	
12	94	中	「1 シャコンヌ」〈全体〉	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (変奏の数と変奏の番号との関係)	3-(3)	
13	103	上左	「1 ワルシャワ」の6～8行「「ピアノ協奏曲第1番」は出国の半年前に初演された作品です。」	不正確である。 (「出国の半年前」)	3-(1)	
14	105	上	「無伴奏ヴァイオリンのためのソナタとパルティータより「シャコンヌ」」の3行「中でも、最も有名なのが、その第2番にある「シャコンヌ」で」	不正確である。 (「その第2番」)	3-(1)	
15	108	中	「ガレカヘティのサチダオ」の2行「合唱の部分を音源に合わせて歌ってみよう。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (歌唱に当たり説明が不足している。)	3-(3)	
16	111	上	「Q3 音楽にも「ルネサンス」ってあるの?」の左7～8行「14世紀末から15世紀にかけて活躍したギョーム・デュファイやジル・バンショワは」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「14世紀末から」)	3-(3)	
17	111	上	「Q3 音楽にも「ルネサンス」ってあるの?」の右5～6行「より高度な対位法を駆使した楽曲」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「対位法」についての説明が不足している。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-132		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	表見返	下左	「歌唱 Quando me'n vo (→p.22)」	誤記である。 (参照ページ)	3-(2)	
2	65	下	「Shalom Chaverim」の楽譜「ギター」パート	生徒にとって理解し難い表現である。 (奏法についての説明が不足している。)	3-(3)	
3	67		楽譜の5段1小節	不正確である。 (記譜音とコードネームに照らして不正確である。)	3-(1)	
4	73		楽譜①パートの3段3小節3～4拍目	不正確である。 (原曲及びコードネームに照らして不正確である。)	3-(1)	
5	73	下	「楽器編成の例」の「②ギター、キーボード」	生徒にとって理解し難い表現である。 (キーボードで演奏する場合の説明が不足している。)	3-(3)	
6	74	上	「Wiegenlied」の2段3小節3拍目上の「①」	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ下「各音の運指」に照らして理解し難い。)	3-(3)	
7	81		楽譜②パートの1段2小節3～4拍目	不正確である。 (箏譜の表記)	3-(1)	
8	89	下左	「1人で2つの声を出す」の1～2行「モンゴルやユーラシア内陸部に伝わるホーミーは、1人で2つの音を発する歌唱法。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ユーラシア内陸部」がどこを指しているのかが分かりにくいいため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
9	92	上右	「歌曲《ます》の構造」の1～2行「歌曲《ます》は2部形式(楽曲の形式のいろいろ→p.93)が基本となっております」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (楽曲の構造について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
10	95	下左	「参考作品」の1行「オペラ《ディドとエアネス》」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な作品名と異なる。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-132		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
11	96	下右	「PICK UP!」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (主題と変奏との関係が分かりにくいいため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
12	97	下右	「PICK UP!」の5行「展開部は調性感がなく」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「調性感がなく」とは言い難い。)	3-(3)	
13	104	上右	写真のキャプションの2行「中心となるカフェ・モミュスも、場所は違うが実在していた」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「中心となるカフェ・モミュス」の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
14	104	中左	「楽曲について」の3～4行「ルイージ・イリッカ」	不正確である。 (「イリッカ」)	3-(1)	
15	104	中右	「〈わたしが街を歩くと〉(ムゼッタ) →p. 22」	誤記である。 (参照ページ)	3-(2)	
16	105	中左	「楽曲について」の7行「〈わたしが街を歩くと〉(→p. 22)」	誤記である。 (参照ページ)	3-(2)	
17	112	上	「ポイント1 歌いやすい音域を知ろう」の2行「《女心の歌》(→p. 20)」	誤記である。 (参照ページ)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。